



# クリエイト かわら版

第165号 令和4年12月



## クリエイト通信 会長 小桐正彦

厚生労働省は2022年7月29日、2021年平均寿命を発表しました。男の平均寿命は81.47歳、女の平均寿命は87.57歳です。(新型コロナウイルス感染症などの死亡率の変化が平均寿命を縮める方向に働いているそうです。)

日本人は平均寿命が延び、多くの人が高齢化する時代になってきました。夫婦のいずれかが先に亡くなります。残された配偶者は生活が心配になってきます。財産が今お住まいの自宅しかない家庭で父親が亡くなり、相続人が配偶者・子供2人で遺言書がないため、遺産分割協議するも纏まらず相続争いになり自宅を売却して現金で分割したお話があります。残された配偶者は長年住み慣れた自宅から転居しなければなりません。大変つらい事です。こうした事態を避けるため残された配偶者の居住権を確保する制度が、民法で創設

されました。令和2年4月1日以降の相続について適用されています。

配偶者居住権とは、亡くなった夫婦の一方が所有する建物に、相続開始前から居住する配偶者が、その後も居住する建物に無償で住み続ける事ができる権利をいいます。この権利の取得は、相続人との遺産分割協議、遺贈、家庭裁判所の審判、によるとされています。存続期間は原則として終身で、遺産分割協議で定めた場合や、遺言で定められていた場合は、その期間となります。建物所有者は、配偶者居住権を確保した配偶者に対して配偶者居住権の登記義務があるとされています。

民法で配偶者居住権が創設されましたが、「円満な相続」ができ「家族皆さんが良かったね」となるように遺言書を作成しておくことをお勧めします。



### 12月・1月上映作品



夜明けまでバス停で(日本)  
12月2日(金)~12月15日(木)



ひつじのショーン  
クリスマスがやってきた!(イギリス)  
12月16日(金)~12月29日(木)



千夜、一夜(日本)  
12月2日(金)~12月15日(木)



RRR(インド)  
12月30日(金)~1月12日(木)



夜、鳥たちが啼く(日本R15+)  
1月13日(金)より上映開始



桜色の風が吹く(日本PG12)  
12月16日(金)~12月29日(木)



あちらにいる鬼(日本R15+)  
12月16日(金)~1月5日(木)



シスター 夏のわかれ道(中国)  
1月13日(金)~1月26日(木)



ミセス・ワリス、パリへ行く(イギリス)  
12月30日(金)~1月12日(木)



浜松市中区田町 315-34 笠井屋ビル 3F  
TFL 053(489)5539  
URL <http://cinemae-ra.jp>

本チラシをお持ちの方、3名様までお一人1,200円に割引致します。有効期限: 2023年1月末まで

## 開運アドバイザー 大庭 佳高 先生



令和5年のあなたを応援する色は！？

今年も残すところ1ヵ月となりました。そこで令和5年のあなたを応援してくれる「色」の紹介をしたいと思います。これを、「応援カラー」と呼んでいます。生まれ持った九星によってそれぞれ異なり、身に付けたり、普段使ったりすることが開運行動になるというものです。一白水星から九紫火星まで応援カラーは次の通りです。

◎一白水星→こげ茶、茶、黄 ◎二黒土星→青 ◎三碧木星→緑 ◎四緑木星→黄、茶

◎五黄土星→ゴールド、シルバー、パールホワイト ◎六白金星→ピンク・オレンジ

◎七赤金星→アイボリー、黄 ◎八白土星→赤、紫 ◎九紫火星→白、黒、グレー

例えばボールペンやハンカチ、ネクタイなど、一年間使えそうな上記の色のものを年内に用意して令和5年の立春（2月4日）から使い始めます。旧暦の新年を迎えるにあたり「自分も切り替えて新たな気に乗る」という意味があります。わずかな開運行動ですが、気持ちの切り替えにもつながりますのでおすすめです。

（磐田結婚相談サービス代表 大庭佳高）

## 不動産のはなし 担当 山下 哲也

「隣の家の木の枝が越境してきてる！」はなし

よく聞く越境の問題で「隣の家（土地）からの竹木の根や枝」の越境があります。「隣の木の枝がうちの敷地にまで張り出してきて、落ち葉も落ちるし困るんだけど・・・」というやつです。

現在の民法では、木の根については「切り取ることが出来る」（民法233条2項）のですが、木の枝については「竹木の所有者にその枝を切除させることが出来る」（同上第1項）となっています。つまり、木の根は自分で切っても良いけど、隣の家の木の枝が自分の土地に入ってきていても勝手に切って良いわけではなく、隣地の人に申出て当人に切って貰うという事になります。なのでもし隣地の人にやって貰えない場合は「裁判所へ訴えなければならぬ」という少し面倒くさい状況になってしまいます。

そこで令和3年の民法改正では、以下の3つのケースでは越境された側が枝を切ることが出来るという内容になりました。

①催告しても竹木の所有者が切除しないとき②竹木の所有者または所有者の所在を知る事が出来ないとき③急迫の事情がある。

①は竹木の所有者に催告したのに相当の期間切除しない場合です。どのくらいの期間が相当の期間かは個別の事案によるそうですが、一般的には2週間程度の期間と考えられています。②は隣が空家や不在地主で登記簿や公的な調査で分からない場合、③は例えば台風で木の枝が折れ、落下するとこちらの建物が毀損するおそれがある場合等です。

この法律改正の運用開始は令和5年4月1日です。なので今、①②③の条件にあてはまる方はもう少しの辛抱です。（笑）

※前々号まで「競売のはなし その後」①～③のつづきは弊社ホームページの「不動産のはなしスピノフ編」に掲載していきます。競売のはなしのつづきが気になる方は弊社ホームページ（<https://www.curieito.co.jp/>）を覗いて見て下さい。

## ☆無料個別相談会のお知らせ

※毎月第3土曜日

午前9時～午前12時

相談予定日 12月17日・1月21日

専門家がお答えします！

税理士・司法書士・耐震診断補強相談士・社会保険労務士

相続アドバイザー・宅地建物取引士

・ファイナンシャルプランナー



電話にてご予約下さい **TEL447-7941**



発行所 地元で32年・・・

不動産・相続アドバイザー

クリエイト・ジャパン 浜松西株式会社

〒432-8061 浜松市西区入野町 16102-10

TEL 053-447-7941・FAX053-447-7948

Eメール: [curieito@ka.tnc.ne.jp](mailto:curieito@ka.tnc.ne.jp)

HP: <https://www.curieito.co.jp>